**受託試験に関する契約書**

受託者　独立行政法人国立高等専門学校機構　鹿児島工業高等専門学校　契約担当役事務部長　今村　文昭（以下「甲」という。）と委託者　●●●　（以下「乙」という。）は，独立行政法人国立高等専門学校機構受託試験取扱規則（独立行政法人国立高等専門学校機構規則第４８号。以下「規則」という。）の規定による受託試験の実施について，以下のとおり契約を締結する。

第１条　甲は，乙より受託試験の依頼があったときは，教育研究上有意義であり，かつ，本校の教育研究に支障を生じるおそれがないと認められる場合に限り受託するものとする。

第２条　本契約における受託試験は次の各号に定めるとおりとする。

　一　コンクリート圧縮試験

　二　金属材料引張試験

　三　金属材料曲げ試験

第３条　規則第５条第１項の規定に関わらず，受託試験料は，月払いによるものとし，甲は，当月中に行った試験の件数と金額を当月末日までにとりまとめ，乙に対し，受託試験料請求書を発行するものとする。乙は，請求書に定める納付期限までに納付しなければならない。なお，受託試験料は規則第４条に示す別表に定める金額とする。

第４条　この契約の有効期間は，契約締結の日の属する甲の事業年度末日までとし，当該有効期間満了の１月前までに甲又は乙から延長しない旨の意思表示がなされないときは，さらに１年間延長するものとし，以後も同様とする。

第５条　本契約に関して生じた一切の争訴は鹿児島地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第６条　この契約に定めのない事項について，必要がある場合は，甲・乙間において協議して別途定めるものとする。

上記契約の成立を証するため，甲・乙双方記名捺印のうえ，各１通を所持するものとする。

　　　令和　　　年　　月　　日

甲　鹿児島県霧島市隼人町真孝１４６０－１

　　独立行政法人国立高等専門学校機構

　　鹿児島工業高等専門学校

　契約担当役事務部長　　今村　文昭

乙　●●●●

　　●●●●

　　　　●●●●　　　　●　●　●　●